

## 第 129 回 日本知能情報ファジィ学会理事会議事録

日時：平成 16 年 5 月 8 日（土）13:00～17:00

場所：名古屋大学工学部 2 号館北館 3F 320 機械系小会議室

出席者：福田 鷲 古橋 萩原 鷲尾 石淵(記) 長谷川 山田

欠席者：榎木 戒野 柴田

資料：129-1（議題：石淵）

129-2（第 128 回理事会の議事録案：石淵）

129-3（IFSA からの会費納入に関する手紙：長谷川）

129-4（IFSA からの会費請求書：長谷川）

129-5（除名者・退会者リスト：長谷川）

129-6（学会賞規定改定案：古橋）

129-7（過去の学会賞受賞者の一覧：古橋）

129-8（FSS2004 の進捗状況：鷲尾）

129-9（FAN2004 の進捗状況：鷲尾）

129-10（SCIS2004 の進捗状況：萩原）

129-11（ベンチャー研究会の募集および申請の状況：鷲尾）

129-12（平成 15 年度事業報告：鷲尾）

129-13（平成 16 年度事業計画：鷲尾）

129-14（平成 15 年度会計報告：長谷川）

129-15（国際雑誌の収支決算：古橋）

129-16（平成 16 年度予算案：長谷川）

129-17（会員数変化の報告：長谷川）

129-18（会計月次報告：長谷川）

### 議事

#### 1. 前回議事録の確認

第 128 回理事会の議事録が承認された。

#### 2. IFSA への会費の支払い

長谷川理事より、会費に関する IFSA からの手紙と請求書が回覧され、IFSA の会費に関する説明が行われた。また、古橋副会長からも追加説明が行われた。福田会長より、2004 年の IFSA への会費として、2003 年と同様に 1,000 ドル（Category B：SOFT として

2票の投票権を持つ会員資格)を支払うことが提案され、承認された。

### 3. 会費滞納者の除名

長谷川理事より、除名候補者のリストが示され、学会の内規に従って、2年間の会費滞納者で今年度の会費も未納である会員を除名することが承認された。

### 4. 学会賞規定の変更

古橋副会長より、『貢献賞』の新設の提案が行われ、承認された。また、古橋副会長より、前回の理事会で議論された学会賞規定の変更案に対する改訂版が提案されたが、文言の修正等が必要であるという意見が出されたため、次回の理事会で変更案を再提案することになった。

### 5. 主催行事の進捗状況

鷲尾理事より、FSS2004 と FAN2004 の進捗状況の報告が行われた。また、萩原理事より、SCIS&ISIS2004 の進捗状況の報告が行われた。

### 6. 年間事業報告

鷲尾理事より、平成 15 年度の年間事業報告の説明が行われ、承認された。

### 7. 次年度事業計画

鷲尾理事より、平成 16 年度の年間事業計画の説明が行われ、承認された。また、ベンチャー研究会に関する説明が行われ、2 件のベンチャー研究会の新設が承認された。

### 8. 年間会計報告

長谷川理事より、平成 15 年度の年間会計報告の説明が行われ、承認された。

### 9. 次年度予算案

長谷川理事より、平成 16 年度の予算案の説明が行われたが、一部の数値が不自然なものであったので、修正および確認を行った後で、5 月 24 日までにメールで理事会の承認を得ることになった。

### 10. 会計月次報告

長谷川理事より、平成 16 年 3 月末の時点での会計月次報告が行われた。また、会員数の変動に関する報告も行われた。

## 11. 総会準備

石淵理事より、総会に向けた日程の説明が行われた。

## 12. その他

### (1) 学会誌への論文投稿の促進

論文投稿先としての学会誌の魅力を高めるために、査読期間を短くするべきであるなどの意見が出された。また、学会主催の学術講演会において、学会誌での論文掲載に直接的に繋がるセッションの設置に関する提案があり、編集委員会で検討することになった。

### (2) 産業技術交流会

今年度の産業技術交流会の実行委員長を昨年度と同様にマイコム(株)湯場崎氏に依頼することが承認された。

### (3) 次期理事の選挙

次期理事選挙の日程を古橋副会長が次回の理事会で提案することになった。

### (4) FSS2007

FSS2007 の名古屋での開催を鷲尾理事が東海支部に打診することになった。

### (5) 学会の会員名簿

山田監事より、会員名簿の出版を過去には2年毎に行っていたが、前回の出版は前々回の出版から4年後であったこと、および、今年度が前回の出版から2年後になることが説明され、今年度は出版を行わないことになった。また、将来的には、2年後（前回の出版から4年後）に会員名簿の出版を検討することになった。

### (6) フェローの取り扱い

フェローという会員資格を定款に明記すべきであるという意見が出され、総会で定款の変更を行うべきであるということになった。しかし、フェロー規定に、『正員に対してフェローの称号を贈呈する』という記述があるため、最終的には、本学会におけるフェローは称号であり、会員資格ではないということになった。このため、定款の変更も必要ないということになった。